

令和8年度 第1回府中町総合教育会議 議事録（要旨）

日 時：令和8年7月28日（火） 15時30分～16時19分

場 所：くすのきプラザ 2階研修室

構成員：町長 寺尾 光司、教育長 新田 憲章、教育委員 玉井 節夫、教育委員 神原 謙治、
教育委員 松本 真奈美、教育委員 米田 珠美

町長部局：副町長 桑原 強、総務企画部長 谷口 充寿、政策企画課長 藤永 政己、
政策企画課課長補佐 西山 晋、企画調整係長 宮田 優介、
政策企画課主任主事 吉田 朋紘

教育委員会部局：教育部長 中本 孝弘、次長兼学校教育課長 穴田 貴、
総務課長 宮脇 理恵、総務係長 信岡 久美、指導企画係長 山口 誠

議 題：（１）「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部
改正に伴い策定した「府中町立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について

議事内容：

（１）「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に伴い策定した「府中町立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について

- 資料「府中町立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に沿って次長兼学校教育課長より説明
- 質疑応答

町長

現状の学校における労働安全衛生管理体制を教えてください。

教育長

教職員も労働者であるため、労働安全衛生法に基づき、各学校に安全衛生委員会を設置している。主任安全衛生管理者である校長のもと、産業医、保健管理医、衛生管理者、衛生推進者の資格を有する教頭等、衛生に関する経験者である主幹教諭、養護教諭、教務主任等により、毎月、安全衛生委員会を開催している。教職員にも内容を共有しており、労働者としての安全衛生管理に努めている。

町長

時間外在校等時間の縮減を目指すためには、まずは現状の把握と分析が必要だと思います。現在の時間外在校等時間の実態等を教えてください。

教育長

給特法により時間外勤務として命令ができる業務はいわゆる「限定４項目」に限られているため、全ての時間外在校等について命令が出ているものではないが、学校の管理職は全ての教職員の時間外在校等時間を把握している。

時間外在校等時間が多い教職員に対しては、まずは学年主任が学年部の教職員の職

務の進捗状況等を基に業務の分担について考慮し、それぞれの校務分掌のチームの中で対応を行う。そのうえで、時間外在校等時間が45時間を超える教職員には管理職が体調面、業務の負担等について面接指導を行い、業務分担について検討を行う。

現在も教職員が時間外にどのような業務を行ったか、主なものをシステム上に記録することとしているが、町長に助言いただいたように、詳細な現状把握に向け、より細かい記録をすることとし、俯瞰的な管理、分析をし、面接指導等に生かしていきたいと思う。

玉井委員は校長を務めた経験があるが、時間外勤務等について何か意見等はあるか。

玉井委員

児童生徒のノートのチェックの仕方や授業の進め方が教職員によって異なるため、時間外勤務の時間も異なっていると思う。そうした中で、近年はデジタル技術の普及が、教職員の時間の使い方の向上に役立っている印象を持っている。

町長

確かに教職員の授業等の進め方を統一することは不可能であると思うが、健康管理や時間外勤務の削減のためにデジタル技術等を活用し、時間外在校等時間の業務内容の把握に取り組んでいただければと思う。

町長

本計画の取り組み内容と学校運営協議会が行う活動との関係について教えてほしい。

教育長

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、学校教育目標の達成に向け、何が学校本来の業務で、何が地域や外部と分担すべき内容かについて、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を受ける際に協議を行っている。このような協議を経て、例えば地域の方が学校教育目標等の達成に向け、校務や児童生徒の学習支援、見守りなどのサポーターとして関わっていただくことで、結果として時間外在校等時間の縮減につながると考えている。

今年度から、法に基づき、校長は本計画の実施に関する事項についても学校運営協議会の承認を得る必要があり、すでに各校の状況、地域の状況に応じ、学校での働き方改革も含め協議され、実際に各校では地域の方ができる範囲で非常に多くのサポートをいただいている。

現時点で改めて教育委員会として各校の学校運営協議会との協議は検討していないが、コミュニティ・スクールに対する研修や地域学校協働活動推進員の活動へのサポートなど、今後学校と地域がより連携して子どもたちの育成に取り組んでいくための支援をしていきたい。教育委員の方から他に意見等はあるか。

米田委員

各学校の教育目標に従い、育てたい子ども像を地域の方に共有し、学校教育を支える

チームの一員として、地域の方々をサポートという形で呼んでいる。

先程、教職員の時間外勤務についての話があったが、保護者への対応によるものも多くあるかと思う。そのような中で、コミュニティ・スクールの活動に保護者が入ることで、参観日以外の先生方の姿を見ることができ、先生は子どもたちのために動いておられるのを実感したという感想を聞くことがある。実際に先生方の働きを見ることで、保護者の理解が進み、保護者との対話がスムーズに進むことで、教職員の負担軽減につながることもあると思う。

町長

教育委員会事務局も時間外勤務が多いと認識している。学校教育課の時間外勤務における現状を教えてほしい。

教育長

学校教育課は学校教育の指導・支援・援助等に関することや学校の事務に関することを所掌しており、教職員の休職等に伴う人事事務、学校における教育指導、保護者対応、生徒指導対応への指導・助言など、他律的な業務に加え、臨時的な業務も多く、慢性的に時間外勤務が多い部署となっている。

今年度の4月から6月の学校教育課全員の時間外勤務時間の平均は47時間36分と、昨年度の同時期の66時間53分と比較すると19時間17分減少しているが、学校の教職員の健康管理、人事管理を行う管理主事3名は、昨年度の4月から6月の平均71時間48分に対し、今年度の同時期では平均76時間26分と、人事異動があったとはいえ4時間38分増加している。

引き続き学校教育課内において課員の健康に配慮し、業務改善に取り組むことはもちろんだが、本計画を着実に推進し、学校の教職員が健康で生き生きと働き、その能力・専門性を子どもたちの教育にしっかりと注ぐ体制を整えることで、生徒指導案件への対応や年度途中の人事事務の軽減にもつながると考えている。

町長部局においても、引き続き支援をお願いする。

町長

以前から学校教育課の時間外勤務が多いことが気になっていた。今すぐに削減することは難しい部分はあると思うが、体調面に気を付けていただければと思う。

以上